

# 教員免許更新講習「『法教育』と その教材開発」について

福井大学教育地域科学部 橋本康弘

金沢大学大学院法務研究科・弁護士 野坂佳生

# 本講習の目的

- 学習指導要領改訂で重視された「法教育」について、①その定義、②新学習指導要領における「法教育」の位置付けについて理解すること。(目的Ⅰ)
- 「法教育」を実施する上で必要になる「法的素養」について身につけることができるようになること。(目的Ⅱ)
- 「法教育」を実施する上で必要になる指導案を作成することができるようになること  
(目的Ⅲ)

# 本年度の本講習について

- 8月21日(土)9:00~16:00迄の間で実施
- 講習参加者10名(開講最少受講者数10名)
- 受講者内訳 小学校や中・高校教諭(社会科が中心だが、音楽、英語、体育など様々な専門を持つ先生方が参加)
- 更新講習は全30時間で構成され、うち、「必修領域」は18時間。「選択領域」は12時間。「選択領域」は1講習6時間単位で実施。本学では「必修領域」は「各教員が自身の授業を振り返り子どもの学びの深まりを議論する」講習のみとしており、本講習は「選択領域」での実施(6時間での実施)。

# 本講習の概要

時程	概要
1時間目	<b>目的Ⅰに対応</b> :「法教育」の定義、学習指導要領における「法教育」の位置付けについて講義(橋本康弘)
2時間目	<b>目的Ⅱに対応</b> :「法教育」を実施する上で必要な法的素養について講義(野坂佳生)
3時間目	<b>目的Ⅱ・Ⅲに対応</b> :「法教育」の教材づくりを体験する;「法教育」の教材を参加者が提案し、その教材に対する「法的な思考のための観点」を弁護士二人(野坂佳生・端将一郎)が提供する。
4時間目	<b>目的Ⅲに対応</b> :3時間目で学んだ内容を踏まえ、受講者が指導案を作成する。

# 本講習の成果

- 受講生の評価は比較的高評価。
- 3時間目で議論になった「野良猫のえさやり」の是非や、「自転車通学ルール」(1.5km以内は自転車で通学してはいけない)などについて、例えば、「野良猫のえさやり」の場合、「野良猫のえさやり」を行う人の「利益」とその「弊害」について段階を追って子どもたちに考えさせるといった「法教育」的な指導案を示す受講生が多々見られた(「道徳」「学級活動」での授業づくり)。

# 2時間目

## 「法教育実践のための法的素養」

### 【目的】

- 議論の前提となる「法益」の把握
- 利益衡量のための最低限の視点提示

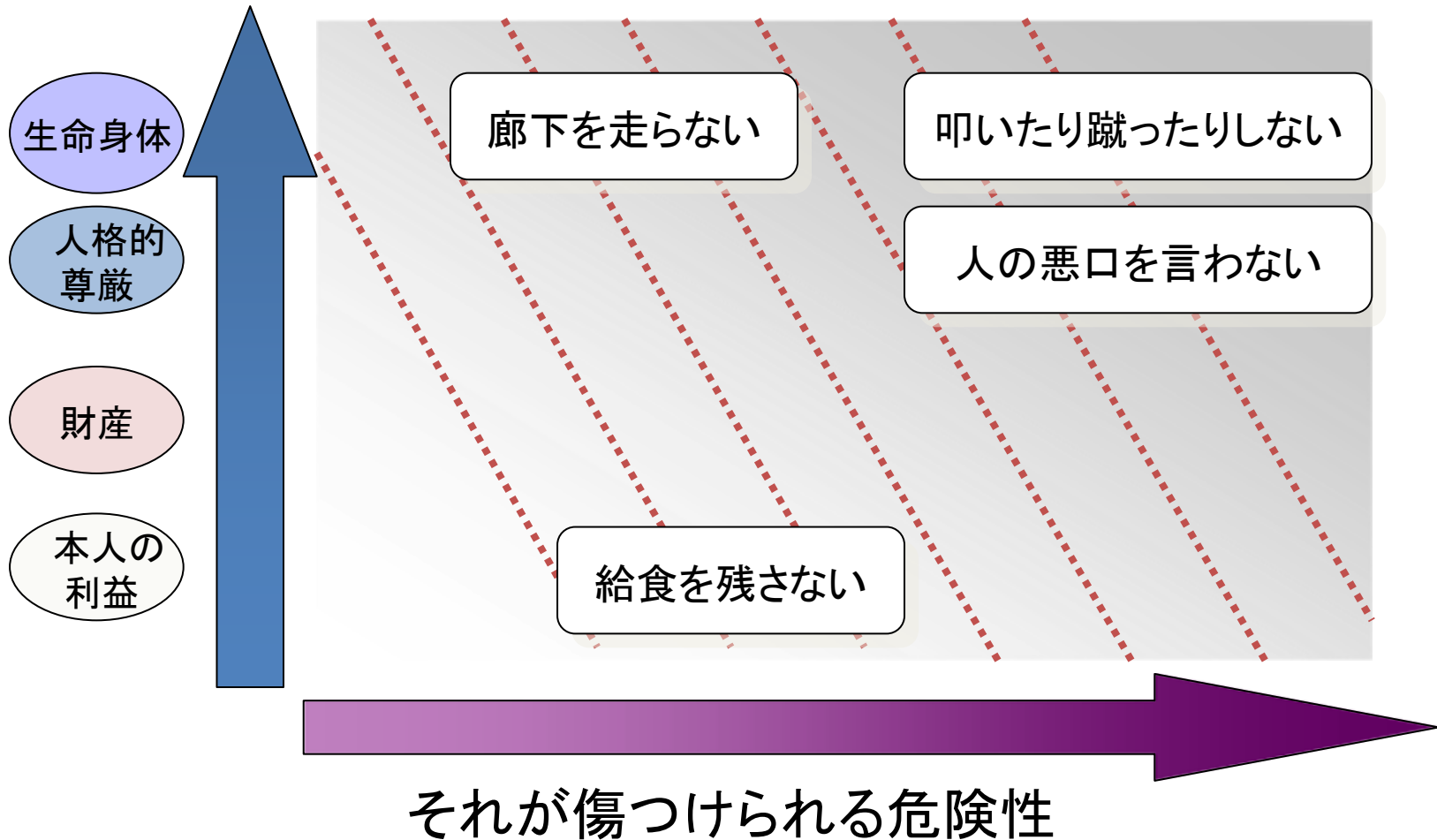
### 【内容】

- 基本的な法益の種類
- 一般論としての法益相互の優劣関係
- 「法益侵害の蓋然性」という視点の提示

Cf. Terry Formura(危険効用基準), Hand Formura( $V < P * L$ )

# 研究授業例 (2006・福井大附属小・1年生)

「きまり」が守ろうとしているものの重要性

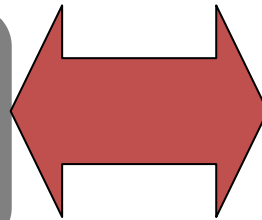


授業者: 白木一郎先生

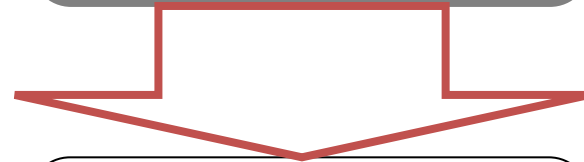
# 研究授業例 (2007・福井市永平寺中・公民科)

「赤ちゃんポスト」に賛成？ 反対？

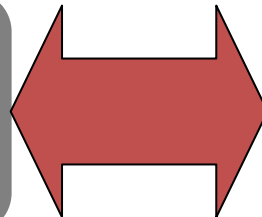
赤ちゃんの  
生命・身体



道徳観念の低下



赤ちゃんの  
生命・身体



赤ちゃんの  
幸福



# 思考の手順の提示

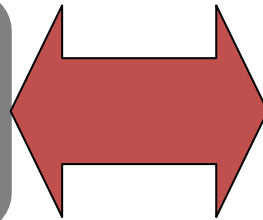
- 得られる利益は正当な利益か(目的)
- 利益 > 弊害(副作用)と言えるか(手段)
- より弊害を少なくできないか(代替案)

# 3時間目

## 参加者が準備した素材への応用

### 「猫への餌やり」差止請求事件

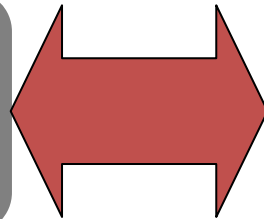
近隣住民の  
平穏な生活



動物愛護の  
宗教的信念

### 自転車通学原則禁止の校則

通学時間の短縮



交通事故の防止

# 参加者からの質問

- 人格的な法益と「わがまま」との区別は？
- 「10人の利益 > 1人の利益」と言える？
- 判断基準時は？（ルール制定時？現在？）